



令和3年2月26日発行

# 坂本支所だより

— 第186号 —

発行：八代市坂本支所

編集：坂本支所地域振興課(IP)TEL(8)45-2211

## 坂本町の人口(1月末現在)

( )は前月比

世帯数	1,537 戸	( -3 )
男性	1,383 人	( -5 )
女性	1,641 人	( -5 )
合計	3,024 人	( -10 )

## 3月15日(月)から

## 新しい坂本支所仮設庁舎で業務を開始します！

7月豪雨災害により被災しました坂本支所は、昨年8月11日(火)から、松陵スポーツセンター跡駐車場(坂本の里一灯苑北側)の仮設事務所において、業務を行っておりましたが、3月15日(月)から、仮設庁舎(坂本の里一灯苑南側)で業務を行います。

坂本建設地域事務所も、当日から坂本仮設庁舎に戻って業務を行います。

今後も、坂本地域の皆様に寄り添い、一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、関係職員一同、さらにもう一丸となって、頑張っていきます。

坂本支所の仮設庁舎の設置場所及びお問い合わせ先は、次のとおりです。

<設置場所> 〒869-6105

八代市坂本町坂本1051番地2(坂本の里一灯苑南側)

<お問い合わせ先>

地域振興課 総務振興係

TEL 45-2211 (代表) Fax 45-2291

地域振興課 市民サービス係

TEL 45-2212 (直通)

坂本健康福祉地域事務所

TEL 45-2213 (直通)

坂本農林水産地域事務所

TEL 45-2363 (直通)

坂本建設地域事務所

TEL 45-2290 (直通) (※3月15日～)



毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。

# 令和3年「春季全国火災予防運動」の実施について

【防火標語】「その火事を防ぐあなたに金メダル」



3月1日（月）～3月7日（日）までの7日間、全国火災予防運動が実施されます。

3月は、全国的に建物火災が最も多く発生しています。春は空気が乾燥し、風の強い日も多くなります。

火災の怖さは近隣への被害拡大、一度に多くの方が犠牲になる場合も少なくありません。

火災が発生しやすいこの時季は、火気の取扱いに十分注意しましょう。

## 「保険金が使えない」という住宅修理サービスなどのトラブルにご注意！

最近、八代市内において、自宅に訪問してきた業者が、台風や水害で建物が破損していないか点検し、「契約している保険会社への申請をサポートする。」「保険金を利用すれば自己負担なしで修理ができる。」などといった勧誘し、契約を迫る相談が消費生活センターに多く寄せられています。



### 【対処の方法】

◎すぐに契約はせず、ご自身で加入している損害保険会社または代理店に相談する。

◎修理の必要性や契約内容を十分確認し、家族や周りの人、消費生活センターに相談する。

### 【クーリング・オフ制度】

訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約を解除することができます。また、8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もありますので、クーリング・オフの方法や契約に関するトラブルなど消費生活センターにご相談ください。

《問い合わせ》 八代市消費生活センター ☎33-4162

月曜～金曜 午前9時～午後5時（木曜日は午後7時まで）

## 行政・法律合同相談会を開催します！

お困りごとを解決するために、行政相談委員・法律相談員に相談してみませんか？

相談は無料です。秘密は厳守されます。

とき：令和3年3月12日（金）

令和3年3月26日（金）

時間：午前10時～午後3時

場所：坂本地域福祉センター

行政相談委員：森上 幸久 氏  
熊本行政評価事務所職員

法律相談員：熊本県弁護士会会員

※相談時間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため30分以内となっております。

《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

## ★★★市税等の納期について★★★

3月1日（月）納期限のものは

国民健康保険税 11期

介護保険料 11期

後期高齢者医療保険料 8期

簡易水道使用料2月分（1月使用分）

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



《問い合わせ》

地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

## 3月の「資源の日」をお知らせします！！

① 西部・深水・坂本地区 3月10日（水）

② 中谷・鮎婦地区 3月17日（水）

③ 荒瀬・葉木・鎌瀬・中津道地区 3月24日（水）

④ 川岳・鶴喰・田上・百済来下・百済来上地区 3月31日（水）



※集積場の管理は各自治会で行われています。ごみ出しルール、マナーを守って周囲に迷惑が掛からないようにご協力をお願いします。

《問い合わせ》 地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212